

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1017））

2. 日時：平成30年6月7日 14時00分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階北実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、逃がし安全弁吹出量の公称値の取扱いについて説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 逃がし安全弁の吹出量の影響評価について、操作時間余裕として示している35分はどのような条件で評価した結果なのか整理して記載すること。
- この影響評価を審査資料にどのように位置付けるか検討すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 逃がし安全弁吹出量の公称値の取扱いについて
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料